

学びの場の充実①

1. 適切な自立活動の実施
2. 個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用
3. 専門的見地に基づく支援
4. 校内ICT の利活用

令和4年5月30日
令和4年度第2回箕面市支援教育充実検討委員会

1.適切な自立活動の実施

適切な自立活動の実施

■ 支援学級に在籍する児童生徒に「特別の教育課程」が必要である根拠

【学校教育法 8 1 条第 1 項】

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

【学校教育法 8 1 条第 2 項】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

【学校教育法施行規則第138 条】

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50 条第1 項、第51 条及び第52 条の規定並びに第72 条から第74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

■ 特別の教育課程

- ・ 下学年や支援学校（知的）の教科内容に替える
- ・ 各教科、領域の授業時数の弾力的な取扱い
- ・ 自立活動の指導
- ・ 各教科等を合わせた指導
- ・ 実態に応じた教科用図書の使用

（大阪府：自立活動ハンドブック 小学校版）

適切な自立活動の実施

■ 支援学級に在籍する児童生徒への自立活動が必要である根拠

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(文部科学省：学習指導要領 平成29年告示)

■ 自立活動の指導

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。

(文部科学省：特別支援学校教育要領・学習指導要領解説)

■ 自立活動の内容（6区分27項目：概要版）

自立活動は、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成され、6つの区分と27の項目に整理されている。

区分	項目
①健康の保持	生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点
②心理的な安定	自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点
③人間関係の形成	自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点
④環境の把握	感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点
⑤身体の動き	日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点
⑥コミュニケーション	場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点

適切な自立活動の実施

■ 自立活動の内容（6区分27項目：詳細版）

区分	項目
①健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
②心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
③人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
④環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
⑤身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
⑥コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

適切な自立活動の実施

■ 他市の事例

○埼玉県戸田市（人口：約14.1万人）

- ・ LITALICO教育ソフトを12校中4校で試験導入中。
- ・ LITALICO教育ソフトを導入することで、個別の指導計画の内容が具体的で活用しやすいものとなり、計画の質及び計画の記載内容の全体量が向上。
- ・ 「このアセスメントが取れたので、こういう支援をする」という、どの教員でも支援の質が、担保できる状況を目指している。
- ・ 今後、根拠のある指導、学びの場の重要さ、教員の資質向上のための仕組みづくりを目指していく予定。

■ LITALICO教育ソフトについて・・・資料2

- ・ （株）LITALICOが提供する個別の教育支援計画、指導計画の作成をサポートする教育ソフト。
- ・ 機能として、①アセスメント機能②計画作成サポート機能③おすすめ教材の紹介機能の3つの機能があり、子ども一人一人の特性に合った支援の実現をサポート。
- ・ 現在、箕面市内5校で試験導入中。
（試験導入校：とどろみの森学園、萱野東小学校、中小学校、第一中学校、第六中学校）

適切な自立活動の実施

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 支援学級在籍の児童生徒に対して、自立活動が適切な時間、内容で実施できていない場合がある。
- ・ 通常学級ではなく、別室にて自立活動を行うため、通常学級にて入り込み支援を行う人員が不足している状況において、人員体制上、別室にて自立活動を設定する時間数が少ない。
- ・ 教員のスキルにより、実施できる自立活動の内容に差がある。

WG内で提案された対応例

1. 支援学級に在籍する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動の時間、内容を実施できるよう個別の教育支援計画、指導計画を作成
2. 個別の教育支援計画、指導計画において、通常学級の入り込み支援の時間と自立活動の時間を明確に設定

■ 検討の際の視点

- ・ 個々の児童生徒の実態に応じた自立活動の指導はどうあるべきか（指導計画の作成方法、作成主体、教科等の指導との関連等）。
- ・ 限られた人員体制の中で、適切な自立活動の指導を行うためにどのような工夫が考えられるか。
- ・ 教員の自立活動に対する意識改革のためには、どのような方策が考えられるか。
- ・ 支援教育の経験の浅い教員に対する支援には、どのような方策が考えられるか。
- ・ WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

2.個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用

個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用

■ 個別の教育支援計画

○作成の目的

- ・ 障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。

(文部科学省：HP「個別の教育支援計画」について)

- ・ 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。

(文部科学省：令和3年6月30日付け 個別の教育支援計画の参考様式について)

■ 個別の指導計画

○作成の目的

- ・ 個々の児童生徒等の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。教育課程を具体化し、障害のある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

(文部科学省：令和3年6月30日付け 個別の教育支援計画の参考様式について)

- ・ 各教職員の共通の理解の下に、児童生徒等一人一人に応じた指導を一層進めるためのものである。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒等の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切である。

(文部科学省：令和3年6月30日付け 個別の教育支援計画の参考様式について)

個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用

■ 個別の教育支援計画の見本

個別の教育支援計画

個別の教育支援計画		支援・在籍の有無		開始時期・期間	
		幼保支援			
		支援学級			
通級指導					
ふりがな 名前		性別		生年月日	平成 年 月 日 (20 年)
保護者名	連絡先	学校園名			
住所	箕面市		家族構成		
①診断等	診断名	診断者	(病院名) (年 月 歳)		
	手帳について <input type="checkbox"/> あり(✓を入れて内容を下に記入) <input type="checkbox"/> なし				
	療育手帳 (A・B1・B2)	精神障害者 保健福祉手帳	級	身体障害者手帳 (種別:)	級
	取得時期()	取得時期()	取得時期()		
②本人の 特徴に 関わるこ と ・生活の 様子					
③生育 歴・検診 時の状況 等					
④本人及 び保護者 の希望 (現在のみにてなく、将来も 見通して)					
⑤長期 目標 (3年間を 見通して)					
⑥合理的 配慮 (プルダウン で11項目か ら選択、その 下段に具体)					
⑦評価 3年目に 記入					

⑧検査	検査名	別紙あり	検査年月	検査機関	
⑨医療・ 療育・ 専門 機関等 の情報 (訓練歴な ど・歯科、 かかりつけ 医院含む)	医療 (病院名 診療科名 主治医名 等)		期間		
			期間		
	訓練・療育 相談等 (機関名・ 内容等)		担当	期間・頻度	
			担当	期間・頻度	
			担当	期間・頻度	
			担当	期間・頻度	
			担当	期間・頻度	
放課後等 デイサービ ス・児童発 達支援事 業所の利用	現在利用している事業所名		期間・曜日・頻度		
(過去に利用していた事業所等がある場合は、こちらの自由記述欄に記入)					
その他 (相談支援 事業所等)					

この「個別の教育支援計画」の記載内容を了解し確認しました。

令和 年 (20 年) 月 日 (担当者名) 保護者名
(園・所長名、校長名) 月 日 印

令和 年 (20 年) 月 日 (担当者名) 保護者名
(園・所長名、校長名) 月 日 印

令和 年 (20 年) 月 日 (担当者名) 保護者名
(園・所長名、校長名) 月 日 印

個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用

■ 個別の指導計画の見本

個別の指導計画		記入日： 年 月 日 記入者()			
氏名	学年・組	年 組	担任名		
現在の 実態	子ども保護者の願い				
	好きなこと				
	健康面 生活面				
	運動手先				
	学習態度				
	基礎的な学力	国語			
		算数			
		その他の教科			
	社会性 情緒面				
	対人関係				
実態の 分析と 指導の 方向性					

今年度の目標(長期目標)		主な指導の場	
学習面			
生活面			
社会性 対人関係			
()学期の取り組み			
指導目標(短期目標)	形態 (指導者)	具体的手だて	評価
※指導形態(指導者) ①通常学級担任 ②支援学級担任 ③TT ④支援チーム ⑤通級指導 ⑥家庭			
指導・支援の評価と来期の方向性			

個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 個別の教育支援計画、指導計画の作成において、教員の経験やスキルにより計画の質に差がある。
- ・ 個別の教育支援計画、指導計画を振り返るタイミングが学期に1回など限定的な場合がある。
- ・ 個別の教育支援計画、指導計画は作成されているが、一部、十分に活用されていない場合がある。
- ・ 教員の見立てのみでは、1人の児童生徒に対して重点的に支援すべき項目の優先順位を付けにくい場合がある。

WG内で提案された対応例

1. 個別の教育支援計画、指導計画の作成をサポートし、計画の質を向上させる仕組みやツールの検討
2. 個別の教育支援計画、指導計画を軸とした児童生徒への指導の徹底
3. 個別の教育支援計画、指導計画をより活用しやすくなる仕組みの検討

■ 検討の際の視点

- ・ 教員の経験やスキルによる計画の質の差を埋める方策がないか。（例：校内の指導体制の強化）
- ・ 計画の作成サポートや計画の質を向上させるためにはどのような方策が考えられるか。
- ・ 計画を軸とした児童生徒への指導の徹底にあたり、どのように計画を活用すればよいか。
- ・ WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

3.専門的見地に基づく支援

■ 他市の事例

○大阪府大阪狭山市（人口：約5.8万人）

- ・ 通級に入級する際にWISC（知能検査）を受検することを要件に設定。
- ・ WISCの受験結果を校内支援委員会で検討し、通級への入級判断を行っている。
- ・ 1人1人の児童生徒に対し、WISCで判明した苦手な分野を重点的にケアし、通級からの早期の退級を目指している。

○秋田県由利本荘市（人口：約7.3万人）

- ・ 教育支援委員会を設置し、支援学級に入級する際は、専門的な見地に基づく判断を行っている。
（構成員：学識経験者、行政機関職員、教育機関職員、医師）
- ・ 支援学級に入級後も、毎年、教育支援委員会において、支援学級在籍の児童生徒の状況を確認し、支援学級の在籍を継続すべきか判断を行っている。

専門的見地に基づく支援

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 支援学級への入級の判断の際、医学的な分析などを行わずに入級しており、その児童生徒の克服すべき課題を専門的に分析する機会がない。
- ・ 教員の見立てのみでは、1人の児童生徒に対して重点的に支援すべき項目の優先順位を付けにくい場合がある。

WG内で提案された対応例

1. 個別最適な学びを提供するために必要となる専門的見地の検討
2. 通級や支援学級に在籍する児童生徒に対して、個に応じた、重点的に支援すべき項目を判断、分析する仕組みの検討

■ 検討の際の視点

- ・ 児童生徒にとっての個別最適な学びとは何か。
- ・ 個別最適な学びを提供するための特別の教育課程に、専門的見地をどのように取り入れるか。
- ・ 通級や支援学級への入級に際し、専門的見地から入級を検討する場を設けるべきか。
- ・ 通級や支援学級への入級に際し、WISCなどの受検をどう考えるか。
- ・ 通級や支援学級への入級に際し、重点的に支援すべき項目をどのように分析するか。医学的分析は必要か。
- ・ WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

4.校内ICTの利活用

校内ICTの利活用

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 個別の教育支援計画、指導計画を作成する個人情報入力用PCの配備が不足しており、PCにて作成後、紙媒体に出力した計画書を見る形式となっており、日々、計画の活用が難しい状況。
- ・ 普通教室に整備されているWi-Fiが、自立活動を行う学習室に整備されていない。
- ・ 全児童生徒に1人1台のタブレット端末が配備され、授業中に活用されているが、個別のアプリケーションのインストールを制限しているため、別室での自立活動の際におけるタブレット端末の活用が限定的である。
- ・ SSW、SCなど各校に訪問できる日程が限られている。SSW、SCの学校訪問日に合わせて、校内支援委員会を実施しているケースが多い。

WG内で提案された対応例

1. 個人情報入力用PCの追加配備や学習室におけるWi-Fi環境整備の検討
2. 校内ICTを介した個別の教育支援計画、指導計画の共有、引き継ぎの検討
3. ICTを活用したコンサルテーション、オンラインケース会議の検討

■ 検討の際の視点

- ・ 計画の円滑な引き継ぎや計画の活用促進の観点から、ICTを活用する方策はないか。
- ・ 自立活動などの個別学習をより効果的に行うために、1人1台のタブレット端末を活用する方策はないか。
- ・ WG内で提案された対応例以外の方策はないか。